

介護保険に関わる税申告時の所得控除

①介護保険料は、社会保険料控除の対象です。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、本人以外の方が社会保険料控除として申告することはできません。

②下表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象です。

【留意事項】

- ▶ 下表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。
 - ▶ 医療費控除の申告は、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、介護保険低所得者等助成金の支給がある場合は、支払った金額から支給額を差し引いた申告になります。
- ③身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、平成27年12月31日現在で要介護1～5の認定を受けている方、または6カ月以上常時寝たきりの状態、もしくは認知症の状態が続き、食事や排せつなどの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合に、市が発行する認定書により障害者控除が受けられます。

問①②…介護保険課 ☎ 2998-9420

③…高齢者支援課 ☎ 2998-9120

◆医療費控除対象表

	対象サービス	対象金額
施設	▶ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ▶ 地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額と食費、居住費の合計の2分の1 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	▶ 介護老人保健施設 ▶ 介護療養型医療施設	自己負担額と食費、居住費 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
医療系	▶ 訪問看護 ▶ 訪問リハビリテーション ▶ 居宅療養管理指導 ▶ 通所リハビリテーション ▶ 短期入所療養介護 ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合) ▶ 複合型サービス (上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供される場合。ただし生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)	自己負担額と食費、滞在費 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も控除の対象です。
	▶ 訪問介護 (生活援助を除く) ▶ 訪問入浴介護 ▶ 通所介護 ▶ 短期入所生活介護 ▶ 認知症対応型通所介護 ▶ 夜間対応型訪問介護 ▶ 小規模多機能型居宅介護 ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) ▶ 複合型サービス (上記の医療系の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供される場合。ただし生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)	自己負担額 ◎居宅サービス計画 (ケアプラン) に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象外です。
おむつ代	おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要です。2年目以降は、要介護認定者で主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市が発行する確認書 (発行までに1週間程度かかります) の添付で医療費控除を受けることができます。	

平成28年 市・県民税申告相談日程表

受付時間 午前9時～午後3時 (市役所8階は午後4時まで)

受付日	会場	対象地域
2月12日(金)	富岡まちづくりセンター	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目
15日(月)	柳瀬まちづくりセンター	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
16日(火)	小手指まちづくりセンター	小手指南1～6丁目・小手指元町1～3丁目・北野新町1～2丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目
17日(水)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目
18日(木)	新所沢まちづくりセンター	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
19日(金)	新所沢まちづくりセンター	緑町1～4丁目
21日(日)	市役所8階	指定された相談日に都合がつかない方
22日(月)	松井まちづくりセンター	上安松・くすのき台1～3丁目
23日(火)	松井まちづくりセンター	下安松・牛沼・松郷
24日(水)	吾妻まちづくりセンター	荒幡・松が丘1～2丁目・久米 (481～620番地を除く)
25日(木)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
26日(金)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
28日(日)	市役所8階	指定された相談日に都合がつかない方
29日(月)	三ヶ島まちづくりセンター	西狭山ヶ丘1～2丁目・和ヶ原2～3丁目・林1～2丁目・鞆谷・堀之内
3月1日(火)	三ヶ島まちづくりセンター	林3丁目・三ヶ島1～5丁目
2日(水)	山口まちづくりセンター	山口1～1999番地・小手指台
3日(木)	山口まちづくりセンター	山口2000番地以降・上山口
4日(金)	市役所8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
7日(月)		北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地
8日(火)		弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・上新井1～5丁目
9日(水)		大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目・中富南1～4丁目
10日(木)		こぶし町・若松町・下新井・西新井町・東新井町・北原町
11日(金)		指定された相談日に都合がつかない方
14日(月)		
15日(火)		

◎2月16日(火)から3月15日(火)まで市役所8階でも相談を受け付けます。花園1～4丁目は、富岡まちづくりセンターに会場を変更しました。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険加入者へ
確定申告用
納付額のお知らせを郵送

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税や市・県民税申告時の社会保険料控除の対象です。

平成27年中に所沢市の右記保険料を納めた方に対し、社会保険料控除の申告で利用できる「納付額のお知らせ」を1月末に郵送します。このお知らせは、27年1月1日から12月31日までの間に実際に納付した金額を記載しています。

なお、国民健康保険税のお知らせは世帯主宛てに郵送します。

◎職場の健康保険料や個人で加入している保険料などは、加入している団体へお問い合わせください。

国民健康保険税の納付… 収税課 ☎ 2998-9073

国民健康保険税の課税… 国民健康保険課 ☎ 2998-9131

介護保険料… 介護保険課 ☎ 2998-9420

後期高齢者医療保険料… 後期高齢者医療担当 ☎ 2998-9218

公的年金受給者へ
源泉徴収票を郵送

厚生年金、国民年金など老齢や退職を理由とする公的年金は、所得税の課税対象です。

この源泉徴収票は、1年間の年金支払総額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構から1月中に郵送されます。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告に必要です。なお、遺族年金、障害年金は課税対象外のため、源泉徴収票は郵送されません。

問 所沢年金事務所 ☎ 2998-0170

税理士による無料税務相談

申告相談、申告書作成を無料で行います。

日 2月1日(月)～15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

場 市内各税理士事務所

対 平成27年の収入が600万円以下で次のいずれかに該当する方

- ▼年金受給者
- ▼給与所得者で医療費控除を受けたい
- ▼年の途中で就職・退職して年末調整をしていない

◎事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得などがある方は、別途相談料がかかります。

申 関 東 信 越 税 理 士 会 所 沢 支 部 ☎ 2993-1082

2 (午前10時～午後2時) 4 (午後2時～4時) へ 電 話